

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年10月5日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 松 本 圭 史 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 林 寛 子 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 西 愛 礼 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官 江里口 紀 子 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 中 井 淳 一 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 須 藤 博 文 （千葉県弁護士会所属）

裁判員経験者1番

補充裁判員経験者2番

裁判員経験者3番

補充裁判員経験者4番

裁判員経験者5番

補充裁判員経験者6番

裁判員経験者7番

裁判員経験者8番

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

裁判員経験者の皆様との意見交換会を始めさせていただきます。本日はよろしく
お願いいたします。

この意見交換会は裁判員、補充裁判員を経験された方々から御自分の御経験や御
意見などを伺い、今後の裁判員裁判の改善につなげていこうという趣旨で開催して
いるものでございます。また、この会の概要は裁判所のウェブサイトで公開されま
すので、広く国民の皆様には裁判員等を務められた方の御経験を知っていただくとい
う意味も持つということになります。

私は本日、司会を務めます刑事第2部裁判官の松本と申します。簡単に自己紹介
をいたしますが、私は裁判官になって約24年経ちます。このうち約5年間は裁判
員事件を担当しておりまして、件数で言うと恐らく30件程度になると思います。

それなりの件数を経験はしておりますけれども、いまだに、こうするのがいいの
だというような決まったやり方を見つけれられているわけではなく、まだまだいろい
ろな点で試行錯誤を繰り返しているというのが実情ですので、本日は経験者の皆様
の御意見を伺って今後の参考にしたいと思っております。

本日の意見交換会には私以外にも法律家として検察官1名、弁護士2名、裁判官
2名の方々にも出席をいただいております。これらの方からも順次、一言自己紹介
も含めて御発言をいただければと思います。

では、まず検察官からお願いできますか。

【江里口検察官】

検察官の江里口紀子と申します。検察官に任官してから丸5年ぐらいが経ちます。
裁判員裁判の経験については、千葉に来てからはまだございませんが、大体5件く
らい経験しております。

このように裁判員を経験された皆様方の率直な御意見を伺える機会というのは本
当に貴重で、今日、伺った内容を検察庁の方に持ち帰って、更に分かりやすい、国

民の意思を反映した審理ができるように、検察庁としても務めてまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、弁護士からも順番でお願いします。

【中井弁護士】

弁護士の中井と申します。よろしくお願ひします。

私は割と刑事事件を扱っていきまして、弁護士9年目なのですけれども、裁判員裁判は多分20件以上やって、それなりに経験をしておられます。それから、千葉県弁護士会という団体で裁判員裁判のための弁護活動を向上させるための委員会がありまして、そこの責任者をしておられますので、今日は皆さんから率直な御意見を聞いて今後の研修などにも生かしていきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

【須藤弁護士】

同じく千葉県弁護士会所属の弁護士の須藤と申します。よろしくお願ひします。

私は弁護士4年目でして、今、裁判員裁判が5件目と6件目に足がかり中というところになります。私も千葉県弁護士会の刑事弁護センターというところの研修部会というところに所属をしていきまして、新人の弁護士の研修等をやらせていただいています。

今日、皆さんの裁判員の経験を聞かせていただいて、そういった研修にも生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【司会者】

ありがとうございました。

では、最後になりますが、裁判官からもお願いします。

【林裁判官】

刑事2部の裁判官の林と申します。よろしくお願ひいたします。

裁判官になって丸16年になります。千葉に来る前、二つの庁で裁判員裁判の経験をして、千葉ではこの4月から裁判員裁判を右陪席裁判官として経験させていただいています。

これまで他庁でこういう意見交換会に出させていただいたこともあるのですが、毎回、経験者の方から率直な御意見を伺うことができ、その後の執務に非常に役立っておりますので、今日も非常に楽しみにしてまいりました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【西裁判官】

刑事2部の裁判官の西と申します。私は2年目でして、去年、1年目に同じような意見交換会に参加させていただいて、実際にこの1年間、皆様の意見を生かした裁判ができたと思っています。

今日も貴重な皆様の率直な御意見を聞けるのをすごく楽しみにしてきました。

よろしくお願ひします。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、今度は裁判員、補充裁判員を経験された皆様からお話を伺っていきたいと思います。

では、裁判員を務められた全体的な感想ということを自己紹介も含めて、お一人ずつ一言いただければと思います。

恐縮ですが、1番の方から順番にということでお願ひします。

【1番】

裁判員裁判を経験した感想ですが、基本的には誰でも裁判員ができるのだなという印象を持ちました。日数的にも私の事案は4日ほどで、短期間に一気に議論を進めていきましたので対応がしやすく、最初に想像していたより敷居が高くないのだなという印象でございます。

それから、裁判長の説明などですけれども、やはり法解釈とか量刑の基準という説明では、最後で素人にも分かるような説明に終始していただいたというのが非常に印象的でした。

【2番】

私は殺人事件の補充裁判員という形で参加をさせていただきました。殺人事件ということなので、一体どんな事件なのだろうという不安もあり、ちょっと戸惑いながら、1日目は訳が分からず終わってしまうという感じでしたが、2日目からは弁護士の方や検察官の方の意見がだんだん頭に入ってくるようになりました。被告人に精神障害があるというのは聞いていたのですけれども、どういった症状だったり、どういうことが起きるということをこの裁判員制度で経験できてよかったなと思います。

【3番】

裁判員をやってみた感想なのですけれども、最初、選ばれたときは、選ばれちゃったんだというのが正直な感想で、できるかなと思っていたのですが、終わってみれば何とか終わったというような感じでした。

幸せなことに家族にも友人にもこういう刑事事件でお世話になる方はいなくて、テレビの中の世界でしか裁判を見たことがなかったので、よく分からないこともありましたが、裁判官の方に説明をしていただいたので、そういうことなのかというのは分かりました。

【4番】

私はこの事件の裁判員に選ばれる1年3か月ぐらい前にも、外国人の被告人の麻薬密売事件の裁判員を経験しています。

その事件のときは、証人がフィリピンの方だったり、スペイン語をしゃべられる方だったり、間に通訳さんがいっぱい入る上、私はちょうど母の介護をしていて疲れていたせい、理解するのがすごく大変だった記憶があるのですが、今回の場合は被告人が日本人だったこともありますし、被害者の方のことはともかく、加害

者の方のいろいろな心の闇みたいなのとかも、聞いていてずっと分かるような感じがありました。

でも、どちらもとてもよい経験になったと思います。

【5番】

司法、立法、行政と三権ある中で、立法、行政の方は携わらせていただいたのですが、未知なる司法は非常に興味がありました。テレビドラマとか傍聴とかという形しか経験できない中で、人を裁くということに携わることができたということで大変光栄だったのですが、裁く重責というものを最後まで感じておりました。

【6番】

とても非日常的な6日間だったなど、今でも振り返って思います。

第一印象は、やはり法廷に入ったときの瞬間というのは非常に重苦しくて、法廷自体がある意味で人生の中で一番のマイナススポットというか、全然楽しくない最悪のところに来たなという感じがして、判決を最終的に言い渡すことになる場ではあるのですけれども、ここに6日間いるのが、ちょっとつらいなと思いました。

裁判全体の日程等もあらかじめ頂いていましたし、最高裁判所から頂いた書類など一通りカタログには目を通しましたから、全体的な流れというのは事前によく分かっていたので、それはそれでよかったのですが、実際にその場になって自分が携わっていきますと、一つ一つの言葉というものが非常に大事で、それを自分の頭で聞きながら、私自身はメモを一生懸命とって、それを評議で生かそうと努めました。

ですから、そういった意味では、法廷で全てが表現されるということについて、この法廷というものが、非常に重苦しい、自分にとってすごくきつい場所だなどと思いつつ、反面、ここでしか得られないものもある非常に大事なところなのだなと思いました。

裁判全体は裁判長を含め裁判官の方々も含めて、また私たち裁判員も非常にいい人たちばかりで、チームの雰囲気もよかったですし、審理中は全体的にストレスは

ほとんどなかったです。

ただ、後で本当にこれでよかったのかと、もうちょっとこうではないかと、事件のことが頭から離れずに、非常に苦しい思いをしました。

最後に、やはり一番重たかったのは守秘義務です。守秘義務というものをどう解釈するかというところで、すごく分かりにくく、自分の中でそれを線引きすることができませんでした。

【7番】

裁判員候補者名簿に記載されたという通知が来たとき、実際に選ばれるとは思っていませんでした。初めは義務で務めようと思っていましたが、実際の裁判に初めて参加したときに非常に責任を感じまして、自分なりに一生懸命やろうと思って、最後まで務めることができたと思います。

やはり普段では経験できない非常に貴重な経験だと思います。今後ともこういう制度が発展していけばいいなど、最後は思っておりました。

【8番】

普段あり得ない経験ができることによって人としていろいろ学べる部分があるのではないのかと大変興味深く思い、選任手続期日に来てみたら、かなり的人数の方がいらっしやっただので、これは当たらないでここで帰るだろうと思ったら、まさかで選ばれました。

会社には私の他に誰も裁判員を経験した者がいないということで、休みの取り方とかその辺のところ、会社の理解が得られなかったというのが自分的には残念でした。

あと、思いのほか精神的に疲れました。私の件のときは人の生き死にに関わるものではなかったにしても、やはり人が人を裁く部分に立ち会うというのは、本来それを生業にしている方たちの前で言うのもあれですけども、精神がすり減るなどいうのを率直に感じました。

私は非常に敷居が低く参加できたなと思えたのと、経験できるのであればもっと

周りの人も積極的にこの手のものは参加すべきだなと思いましたので、案件ごとによるのかもしれないですけども、もう少しオープンにどなたでも参加しやすい、ネガティブではない部分というのが出せばいいのかなとは思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

今日は審理の分かりやすさなどがメインテーマになっておりますので、この後、それに関連するような事項を、より具体的に伺うことがあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願いします。

それでは、公判審理における検察官や弁護人の活動について、感想ですとか今後こうした方がいいのではないかというような御指摘などを伺わせていただければと思っております。

例えば冒頭陳述ですとか、証拠内容の説明ですとか、証人尋問や被告人質問ですとか、論告、弁論とか、検察官や弁護人のいろいろな活動があったかと思えますけれども、それらについてどのような印象を持たれたかとか、どうすればもっとよかったか、何でも結構ですのでお気づきの点などあれば、どなたからでもいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【3番】

金曜日に裁判員に選ばれて、月曜日から裁判が始まりました。裁判が始まったときは緊張で頭が真っ白な状態になったので、いろいろ問題はあるのかもしれませんが、選ばれた日に、実際の過去の裁判の映像とか、ドラマ仕立てでいいと思うのですけれども、ここではこういうのを聞いてください、後々聞いたことはこういうところに役立ちますよというような説明が欲しかったなと思いました。

あと、これだけデジタル化社会なので、人権とかいろいろ問題はあるとは思いますが、例えば裁判の音声だけでもいいので録音してもらって、それを聞きながら後で話し合いをすとか、何かそういうのがあったらもっとうまくいったのではないかなと個人的には思っています。

【司会者】

2番の方も初日はちょっとなかなか頭が追いついていかなかったという趣旨のお話をされていましたがけれども、その後、数日経ってようやく慣れてきたという感じでしょうか。

【2番】

そうですね。

【司会者】

一応、建前としましてはいきなりたくさん証拠を見ても多分頭に入らないだろうというので、最初に起訴状の朗読をして罪状認否をして、更にその後、検察官、弁護人がそれぞれ自分たちがこれからこういうことを立証しますよということである程度イメージ作りをしてもらって、その上で証拠調べを聞いてもらうことによって証拠の内容を頭に入りやすくするというのが狙いだと思うのですけれども、冒頭陳述などを聞いてもあまり心の準備ができなかったという感じでしょうか。

【2番】

そうですね。

あとは、裁判中のやりとりが調書に残ると聞いて、変な恥ずかしい質問はできないなということで、これを聞いていいのかどうかという線引きが分かりませんでした。

【司会者】

もちろん事件の中身もさることながら、裁判での立ち居振る舞いみたいなところについて、もう少し早い段階で裁判官なりから説明を伺った方がよかったのではないかとということですかね。

【2番】

そうですね。

【司会者】

貴重な御指摘をありがとうございます。

6 番の方の事件などではかなり早い段階で、起訴状朗読と冒頭陳述が終わったぐらいの段階で、中間評議みたいな形で裁判官からの説明なりがあったようですけれども、どんなことがそこで話されたとか、それがその後の審理を見るのに役立ったとか、その点の感想等をもらえますか。

【6 番】

まず検察官の起訴状朗読のときには、すごくシンプルにこの事件がどのようなものであったかという概要をほぼ把握できました。

ただ、検察官が毅然と起訴した事件の内容を話したことに対して、弁護人の方は本当にそうなのかなというふうな、どちらかという今回と乖離するようなことを言い始めたので、最初の段階から惑わされるというか、判断がしにくいようなことになりました。

【司会者】

ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、裁判所として望んでいるのは、まず早い段階で、少なくとも検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述ぐらいで、どこに着目してこれからの審理を聞いていけばいいのかということがある程度頭に入った上で、その後の証拠を見ていって、これがこの点に関する証拠なのだなということを意識しながら聞いていただけるのが理想だとは考えているのですけれども、何人かの方からは必ずしもそううまくはいかなかったような話が出ていたかと思うのですが。

例えば1 番の方は、先ほどのお話にもありましたけれども、ほぼ一日で重要な証拠は全部見て、次の日はもう論告、弁論ということだったかと思うのですが、1 日目にそういう重要なところが全部終わってしまったことについて、特段頭に入りにくかったというような感想とかはありますか。

【1 番】

初日がどうかということではなく全体的な話になるのですが、基本的に検察官の御説明はずっと入ってきたのですが、弁護人の説明がほとんど入ってこな

い。なぜかという、多分被告人が証言している内容に沿った弁護をしていかなければいけないという制約があるからかもしれないのですけれども、どう考えてもそうではないだろうという主義、主張を裁判員に理解してもらおうとする弁護をするときに、やはり一般常識に照らすとそうは思えないのが裁判員全員の認識だったのです。そういう内容をどこまで本当に押し通すのかということで、普通に考えて理解できない弁護をずっと続けることの意味がどこまであるのかなというのが私の率直な印象でした。

あとは、弁護人のプレゼン自体も分かりにくかったです。私は仕事柄、学会とかで発表したり研修講師とかをやったりするときにそれなりに、中には本当の素人が集まるような研修の場もあるので、そういうときに何も知らない人にどう説明したら私の説明が分かってもらえるのだろうと思って資料を作るのですけれども、私が担当した案件での弁護人のプレゼンというのは、何も知らない裁判員に理解してもらおうと考えたときに、こういうプレゼンでは到底分かってもらえないような内容だったので、そこはもう少し弁護人が弁護をするときのスキルアップということもしてもらわないと、初日で心が検察官の主張にさっと寄ってしまったというところがあったものですから、もう少し弁護の仕方、技術と内容とを高めていただきたかったなというのが印象としてはありました。

【司会者】

ありがとうございました。

今のところ、最初の段階ではよろしくなかったという御意見が多いですが、自分の事件ではそれなりにどこを見ればいいのか分かったという方はいらっしゃいますか。

例えば7番の方はかなり多数の争点があって、着目すべきポイントも多かったと思いますけれども、最初の段階でどこまで頭に入りましたか。

【7番】

争点が多く分かりづらい点が多かったのですが、ポイントごとにその都度、時系列等に沿って説明等をしていただいたので、非常に分かりやすく理解することがで

きたと思います。

【司会者】

それは検察官がということですか。

【7番】

いいえ。弁護人の資料と裁判官の方の説明等でよく分かることができました。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方も正当防衛と責任能力という非常に難しい争点が二つあるということでしたけれども、このあたりは最初の段階でどこまで、こういうところに気をつけて見ていくべきなのだというところがお分かりになりましたか。

【2番】

精神障害が事件にどういう影響を及ぼすのかというのが、そういう方と関わりを持ったことがないので、よく分かりませんでしたし、精神鑑定医が二人証言したのですが、言っていることが二人でちょっと違うとか、どこを比べればいいのかというの、本当に難しい裁判でしたので、判決が出てよかったのかなと思う反面、本当にこれでよかったのかなというのはいまだにずっと考えさせられているかなと思います。

でも、検察官も弁護人の方もすごく分かりやすい説明でした。心神喪失とか心神耗弱という難しい言葉については、裁判官の方に評議室で説明していただけて理解ができたのかなと思いました。

【司会者】

5番の方は冒頭陳述の段階でそこがポイントなのだなというのはお分かりいただけましたでしょうか。

【5番】

検察側も弁護側もそれなりの証拠的なものを出したので、それは大体分かったのですが、スーパーから物を盗んだという行為は窃盗だと、その窃盗が呼びとめられ

て振り払って強盗になって、また、けがをさせて傷害になったということで、窃盗が強盗致傷になると法定刑がとても変わってくるので、そこが非常に判断に苦しんで悩みに悩んだところです。

【司会者】

ありがとうございました。

事実関係に特段争いがない量刑だけが問題になる事案では、冒頭陳述の段階で検察官や弁護人がそれぞれ重要としているところに注目してほしいのだというのを述べて、裁判員もそういうところを頭に置きながら、その後の証拠調べを見るというのが理想的かなと思うのですが、それらの事案においてそういった形で冒頭陳述の段階でそれぞれが量刑上、重視する事情というのが頭に入ったかどうかという点はいかがですかね。

先ほどの話だと、3番の方の事件は争いがない事件だったと思いますけれども、初日の段階で重視すべきポイントみたいなものはあまり頭に入らなかったということになりますか。

【3番】

そうですね。その場では一生懸命覚えておこうとは思いましたがけれども、後々帰ってみたら全然記憶にないなというのが正直なところでした。

【司会者】

4番の方の事件も量刑だけが問題になる事案だったと思うのですが、量刑事情のポイントみたいなものは、早い段階で頭に入りましたか。

【4番】

私の場合は比較の問題で、最初に経験した裁判があまりに難しかったので、今回担当した事件はすごく分かりやすいと思っていたのです。

ですが、一つ問題が自分にもあって、前回のときの裁判長がとても優しく、メモをとった方がよろしいですかと申し上げたら、メモはとらなくてもとってもよろしい、誠心誠意聞いてくださいというお話で、とらないで聞くことに終始していま

したら、さっぱり分からなくなってしまったので、今回は必死にメモをとりました。そうすると、人間はメモをとることに集中してしまっていて、流れみたいなものがつかみづらいところがありました。ちょっとメモに終始した感がありましたが、基本的には分かりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

冒頭陳述段階での検察官、弁護士それぞれの主張とかについて一通り伺ってきましてけれども、今度は冒頭陳述が終わった後、個々の証拠の取調べという段階に入っていたかと思うのですが、そこでは証拠調べの内容というのがどの程度分かりやすかったか、逆に言うと分かりにくいところがどの程度あったかというところを伺っていきたいと思います。

書面の証拠であれば朗読というのが原則ですし、図面や画像あるいは動画などはモニターなどを使って映すというのが普通のやり方かなと思いますが、そういった形で示された証拠の内容がそれ自体分かりにくかったとかということはありませんか。

例えば、朗読された供述調書について、内容が難しかったとか、読み方が早くて頭に入りにくかったとかはいかがでしょうか。

3番の方や4番の方の事件では、被害者の供述というのが証人尋問ではなくて供述調書という形で法廷にあらわれたかと思うのですが、その供述調書の内容というのを読んで聞いて、ずっと頭に入ったのでしょうか。

【3番】

評議室に戻ってから裁判官の方がいろいろ説明してくれるので、特に分かりづらいなと思ったことはなかったです。

【司会者】

4番の方はいかがですか。

【4番】

特に分かりにくいことはなかったのです。

読んでくださっている内容が、事件が事件だったので聞いていて楽しいものではなくて、とてもリアルでした。写真は全て模型みたいな生身の人間ではない形だったのですが、こういうふうにして表現するのだなと思って、それはそれでとても感心しました。

【司会者】

ありがとうございます。

証人尋問や被告人質問の話はこの後も聞くと思うのですが、他の証拠として特徴的と思われるものが、7番の方の事件では防犯カメラの録画状況というのが証拠になっていて、しかもかなり詳しく検討がされているようなのですが、この取調べがどんな形で行われたのかとか、それがどれくらい分かりやすかったかという点で、御感想をいただけますか。

【7番】

映像自体が大分粗いもので、時間も1時間ぐらいの長いものを、コマ送りで見たので、分かりづらい面があったのですが、時間ごとに何秒に何が起きたと、そういった一覧表が事前に配られたので、大変分かりやすく見ることができました。

【司会者】

ありがとうございます。

そのような一覧表を法廷で1回見ただけでは多分なかなかここまで頭に入らないかと思うのですが、何回か読み返したりもされたのですか。

【7番】

そうですね。実際、評議の段階でも何度もその取調べのシーンを見直したりして、みんなで評議するような形をとっていました。

【司会者】

多くの事件では証人尋問だったり被告人質問が証拠調べの中心だったかと思うのですがけれども、そういった証拠調べ、特に証人尋問や被告人質問の分かりやすさという点について御意見等を頂ければと思います。

分かりやすさという意味では証人尋問自体の分かりやすさ、そこで言っていることがどれだけ頭に入ったかという問題と、そこで言っていることがどういうふうに審理全体に関係するののかという点の分かりやすさがあるかと思うのですが、後者の問題はすでに大分出たかと思うので、証人の言っていること自体がどこまで分かったかという点でまずは伺いたいと思います。

よく言われるのは、専門家が証人として来られていろいろ難しい話をするとなかなか頭に入りにくいというようなことがあるかと思います。もちろん最近では、裁判員裁判ではそのあたりを分かりやすく聞くように検察官、弁護士、あるいは証人自身も気をつけておられるのかなと思うのですが、実際はどうだったかということなのですが。

例えば2番の方の事件では、先ほど少しお話に出ましたけれども、精神科医お二方が互いに相反するような話をされたようですけれども、それぞれの精神科医が言っている内容自体はどこまで頭に入ったかという点はいかがでしょうか。

【2番】

精神鑑定の先生の意見は、事件直後と何年かしてから鑑定されたという方で違うところがたくさんあり、精神の病気なので私たちからは分からないし、専門的な先生の意見も二つに分かれて、どちらを信じればいいのかだろう、今のこの状態を見てどちらなのだろうと、私などからすると分からないことだらけでしたね。

専門的な用語で今はこうですとか、このときはこうだったのですというお話をされても、やはり分かりづらかったというのが正直なところで、それ以外のことで分かるところから考えていこうという形にはなりましたね。

精神的な病気を抱える被告人の事件は難しいなというのを本当に実感しました。

【司会者】

7番の方の事件で医者証人尋問が行われているようですが、その医者のお話に関わり、分かりやすさというのはどうでしたでしょうか。

【7番】

やはり専門用語が多かったので、その場では理解しづらいところが実際あったのですが、評議室へ戻ってきてから裁判官の方に補足で説明等をしていただいたので理解することができました。

【司会者】

5番の方の事件では、これも被害者に生じた傷の関係で実際に診察をされた医者
の証人尋問があったかと思えますけれども、医者のお話というのはいかがでした
でしょうか。

【5番】

話はよく分かりました。ただ、右の後頭部を殴られたと言われれば殴られた、転
んでできたと言われればそうだとということで、特定できず、どうしてこの後頭部に
傷ができたのだというところが、その医師の話聞いても、それがどこまで証拠に
なって裏付けになったかというところまでははっきりはならなかったような気がし
ます。

【司会者】

ありがとうございます。

補充裁判員の方はできないのですが、裁判員は補充質問ができますよというこ
を言われていたかと思うのですが、実際によく分からなかったので自ら聞いてみた
という方はいらっしゃいますか。

【5番】

何度も聞きました。被告人にも聞かせていただいて、それなりに真摯に答えてい
ただいて十分分かりました。

【司会者】

ありがとうございます。

証人尋問とか被告人質問を少しでも分かりやすくするための工夫として、多くの
事件では証人尋問を請求した側からこういうことを聞きますよ、みたいな記述があ
って、下に余白があって、そこに気づきの点を書いてくださいみたいな形のメモが

配られたかと思うのですが、そういった工夫がよかったのかどうか、あるいはもっとこういう工夫があったとか、あるいはなかったけれども、もっとこういう工夫をしてもらえばよかったのではないかとありますか。

先ほど3番の方は少し要約が違ったかもしれないですが、録音するなどしてもう1回聞けばよかったという話もあったかと思いますが、一度では頭に入りにくかったという感じでしょうか。

【3番】

そうですね。メモをとったら話があまり聞こえてこないで、確かに何か言っていたなという記憶はありますが、後々になってそれがこういうことにつながるのだというところが分かりませんでした。

初めてなので、後々でも、先ほどこういうふうに言っていましたよねというのを裁判官の口からではなくて、そのときの実際の音声とか映像とかでやっていただくと、いいかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は証人尋問に関して、あるいは被告人質問に関してお気づきの点等がありますか。

【6番】

私の事件の場合は、量刑についてどうするかということが主な争点だったのですが、確かA4サイズのメモを渡されました。

殺人というものの行為の重さを決めるには被告人の人物像と被害者の人物像について理解する必要があるので、何時何分にどうなって、何時何分に通報を受けて、何時に亡くなって、何時に自首したかという時間軸はすごく重要だと思いました。

文字の羅列だけであつたら時間の長さとかもいまいち理解できないので、空間ですとか時間というものがもっと分かるような記述などの工夫があればいいかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方の事件では被告人が被害者に多数の傷を負わせているし、被告人自身も相当傷を負っていたということがあって、かつ、それらの傷の部位だとか程度が正当防衛だとか責任能力の判断でも用いられているようだったので、それらの傷については何らかの証拠があったと思うのですが、どんな証拠があったのか、例えば写真があったのか、あるいは写真がなかったとすると、その結果分かりにくくなったりしていなかったかという点が、いかがだったか覚えていらっしゃいますか。

【2番】

写真が数枚ありまして、血痕がどこに散っているとか、どこに一番血痕がたくさんあるかというのを、写真と図で一個ずつ説明されていました。

専門家の方が見れば多分すごく簡単に分かるかもしれないのですけれども、私などは図を見て、うわっと思えませんでしたので、写真、図はすごく証拠にはなるのでしょうかけれども、ごく一般的な私たちから見てしまうと、やはり忘れられない映像の一つにはなっています。

【司会者】

ありがとうございます。

もともと写真だとあまりにも刺激が強いらろうということで図面にしたのだとは思いますが、それでもやはり初めて見る方にとってはちょっと衝撃があったということですかね。

【2番】

やはりこれから裁判員をされる方がそういうのを見なければいけないというのは、かなりの負担だなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

そういった形でいろいろな証拠を見た後、最後は検察官、弁護人がそれぞれ論告、

弁論という形で、それまでの証拠調べの結果を踏まえて自分としてはこういうふう
に考えられるという主張をしたかと思うのですが、その論告、弁論について何かお
気づきの点等がありますか。

論告や弁論は検察官や弁護人もかなり力を入れてやっているところかと思いま
すし、その後の評議でも、多分その論告や弁論の結果を踏まえて評議が行われるとい
う意味でも、なかなか重要な行為かなとは思いますが、検察官や弁護人の主張が
理解できたということになりますか。

【4番】

今回の裁判ではないのですけれども、前回担当した裁判では、なじみがないよう
な麻薬とか、しかも被告人が外国人というので、本当に難しくてちんぷんかんぷん
で終わりそうなところだったのですが、弁護人が最終弁論で本当にこの被告人は本
国で就職先もなく日本に来た友達を頼って大変だったのだということをしごくドラ
マチックにお話しになったので、とてもすんなりと分かって、そういう苦労があっ
たのだなというような理解ができたのがよかったかなと思います。もちろんやった
ことは麻薬を密売してそれを生業にして自分も使っているわけですから全く許され
ることではないのですけれども。最終弁論というのは、ちゃんと聞いているといろ
いろなことが分かるのだなという経験をしました。

【司会者】

ありがとうございました。

ここまでは主として検察官や弁護人の活動について聞いてきたつもりで、この後、
裁判官の説明等の分かりやすさというところのお話に移っていきたいと思うのです
が、検察官や弁護人の行為についてお気づきの点というのは、もう大体言ってい
たできましたでしょうか。

【6番】

最後の論告、求刑で検察官の方が言っていることは本当にすっと入ってきて、私
と全く同じ意見を言ってくれたのですけれども、弁護人の方はとにかくプレゼンテ

ーションがだめで、情状酌量の点についても言いたいことが言い尽くせてないような状態の中で、検察官の半分くらいの刑を主張していたので、その落差は一体何なのだと理解できませんでした。

ですから、冒頭から私は思いましたけれども、背筋がぱんと伸びてしっかりはつきり言う検察官と、下を向いて力のない弁護人と、この落差が最後まであったなという感じがしていました。

【司会者】

ありがとうございました。

検察官、弁護人の活動についてのお気づきの点等をいろいろを伺ってきましたけれども、検察官や弁護士の方から何か補足して聞いておきたいこととかはございますか。

【中井弁護士】

なかなか弁護人に厳しい意見が多くてつらいところではあるので、研鑽していきたいと思います。

少しお聞きしたかったのは、最初の日になかなか理解ができないというお話が多くて、冒頭陳述というものを検察官、弁護人も最初にするわけなのですけれども、できるだけ印象に残そうと思って人物の話をしたり、事件のストーリーを話したり、証拠の前提を話したりするのですが、これは結構何も頭に残らないという感じなのか、あるいは何かこういうところだったら少しは頭に残るという引っかかる部分が何かあるのか、そのあたりを何かあればお聞きしたいのですが。

【3番】

そうですね。別に何も残らないというわけではないのです。ただ、初めて見て、こういう事件があったのだというぐらいの印象しかないです。

それで、これからこれを審理しますという話になるので、それが冒頭陳述の目的なのかもしれないので、それだったら問題ないと思うのですけれども、素人なので、例えば法廷でもう少し絵とか画像とかを使って、耳だけではなくて視覚にも残るよ

うな感じでそこで説明をしていただけると、スタートラインというか入り方が違ったのではないかなという印象です。

【司会者】

ありがとうございました。

1 番の方，どうぞ。

【1 番】

弁護人の冒頭陳述でけがの箇所とかも全部一致しないような内容を説明されると、状況的にも全く信用できないし、創作だよ、弁護士として仕方なくしゃべっているのではないのみたいな感じがありました。

誰も信用しないような話をなぜ作らなければいけないのかと、やはり仕事としてそういう弁護をせざるを得ない立場なのかなと、気の毒だなと思って聞いていたのですけれども、いかがなのでしょう。

【中井弁護士】

そこはなかなか悩ましいところでして、我々の仕事は最終的には依頼する方がいて、その方の利益になるように活動しなければいけないというところがあるので、その方がどうしてもこういう話をしてくれと言われれば、最終的にはそうせざるを得ないのです。

ただ、舞台裏ではないですけれども、実際は裁判に至るまでにはいろいろな証拠が出てきて我々も見ざるを得ないわけで、この話ではちょっと無理なのではないのという話をしたり、ちょっとそこはどうなのだということをしごく言って、それでも話が変わらなければその話に乗らざるを得ません。それでもやはり法廷でどういうふうに見せるかというのは、またもう一つ技術の問題もあるのかなと思っています。

本人が話すのがかなり不合理だとしても、少なくとも一見してうそだと思われるような話を弁護士が法廷でするとするのは、当然活動としてはよくないので、取り繕うわけではないですけれども、少しでも入っていくような話にしていくという努力はしているつもりではあります。

ただ、最後は、やはりどうしても本人の意思というところを尊重せざるを得ないという面はあります。

【1番】

私の事案は、事案的にそんなに重いものではなかったと理解しているものですから、被告人がもう少し正直に話して情状の部分を述べていたら、確実に執行猶予になるのではないのという事案だったと思うのです。

やはり一般人の感覚で裁判員に司法の場に入ってきてもらうのであれば、一般人の感覚に染み入るような弁護に終始していただいた方がいいと思います。被告人がそう言ったから仕方なかったのかなとは思いますが、絶対に実刑にはならなかったのになという思いで終わりました。

ちょっとそこは弁護人としての限界があるのかなと、みんなで話をしながら終わった事案でした。

【中井弁護士】

おっしゃるとおり我々は裁判員の方によく分かる話をしなければいけないのですが、一つだけあるのは、歴史的には虚偽の自白をしまして後からひっくり返ってみたいな話の事件が結構あって、そういうときは弁護人も裁判で認めてしまっていることも多いのです。そういう歴史的な反省もあって、我々はやはり立場からして本人に寄り添って、その言い分をもとに最終的にはやらなければいけないというところもあるとは思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、今度は評議の場における裁判官の活動について御意見等を伺っていきたいと思います。

まず評議に入って、事実関係に争いがある事案であれば、その事実関係について、どういうところに争いがあるか、どういうことをこれから判断するのかというところの説明が裁判官からあったかと思いますが、その評議の進行役も裁判官が務め

たと思うのですが、そういった裁判官の説明や進行ぶりについて何かお気づきの点、ここがよかったとか、ここが悪かったとかあれば、是非おっしゃっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

どういう争点かにもよると思いますが、理想的には裁判官が何も言わなくても当事者の論告、弁論で分かってから評議に入るとというのが理想ではあるのですが、なかなかそうもいかない場合もあるので、多くの事件では裁判官が改めてこういうところが争いがあって、こういうところがこれから問題になるのですよという説明があったかと思います。その辺も含めていかがでしょうか。

【5番】

それぞれ皆さん、いろいろな立場、職業を経験してきて、裁判員になったと思うのですけれども、裁判官の方と一緒に我々が裁判員として一つの事案について評議していくということで、全く分からないようなことをかみ砕いてくださって、一緒になって話をしてくれたということで、こちらの方向だよと誘導するようなことはなかったと思います。

ですから、本当に真摯に意見を述べ合って、その問題点を出し合ったということで、いい経験をさせてもらったなということが本当に印象に残っています。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

【3番】

裁判官の方の説明とか誘導とかは疑問に思ったり嫌だったなと思ったことは全然ないのですけれども、判決とか量刑の出し方で、当然何かの基準は必要だと思うのですけれども、最初から、こういう事情で過去の判決を見るとこの辺になっているので、この辺が妥当だと思いますという流れだったのですね。一般市民の感覚で言うと、過去云々の話ではなくて、この事件に対してどういう判決をするのかというふうに考えなければいけないのではないのかと思いました。

例えば変な話、私の事件は命がなくなるとかでもないで、そうやって見たら軽いのかもかもしれませんけれども、仮に皆さんの中に自分の子供が事件に巻き込まれたとして、この犯罪は過去の例に合わせるとこれぐらいなので、これが妥当ですと出されたとしたら、納得できないと思うのですよね。

とはいえ、一人一人の感情で量刑を決めていたら、同じ犯罪で一人の人は10年、一人の人は1年になってしまうかもしれないので、基準は必要だと思うのですけれども、裁判員という一般市民の人を入れている裁判なのであれば、過去の量刑云々ではなくて、まずどう思いますかというところからスタートさせてもらえたら違ったのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

第一段階として公訴事実があるのではないかという点を検討して、認められる、すなわち有罪ということになると今度は量刑の話になって、量刑を検討するに当たっては、どういう考え方でこれから考えていくのですよという説明がまず裁判官からあったかと思うのです。

その中で、どういう考え方かということですか、皆さんに見ていただく量刑資料というのはどういうもので、どうしてこれを見るべきなのかという話もあったかと思うのです。

今の話だと、3番の方はそこが完全には腑に落ちないというか、何か決まったことをやらされているように思ってしまうのですね。

【3番】

別に悪く言うつもりではないのですけれども、最初からある程度道があって、その中でちょこちょこどうするかを選ぶようなイメージだったので、せっかく裁判員の意見を言えるのであれば、最初はフラットな状態でやってくれた方がよかったかなと思いました。

【司会者】

他の方はいかがですか。多くの方は裁判官から多分説明があつて、順番はともかく、ある段階ではこの量刑グラフを見せられて、それを踏まえて議論しましょうということになったかと思うのですが、それについて違和感を感じたとか、もっとこうだったらよかったとか、御意見があれば是非お願いします。

【6番】

争点とか量刑の決め方に対する裁判官の説明や量刑グラフについての持っていき方についての誘導もよかったです。ただ、私は単純に証言とか証拠写真だけではなくて、被害者の家族だとか被害者本人だとか、それがどれだけのダメージがあつて、どれだけの長さでそれを負っていかなければいけないのかというような背景事情や周りの環境とかそういったことも取り入れてもいいのかなと思いました。

やはり人間ですから、そういったことをちゃんと語るべきではないかなと思うのです。

【司会者】

ありがとうございます。

もう少し聞きたい部分もあるのですが、時間があと少しなので、評議についてもこの辺で終わりにしたいと思うのですが、最後に評議について是非これは言っておきたいということがあれば、おっしゃっていただければと思うのですが。

評議あるいは裁判官のそれ以前からの説明や何か配慮等を含めて、こういうことがあればもっとよかったということは、いかがですか。

【6番】

評議のときに、今日と同じように結局1番の方、2番の方、3番の方と名前も言えないですから最初はぎこちなかったですが、それがだんだん普通に意見が言えるようになって、最終的にはすごくいい関係性できちんと話をできたと思うのですけれども、番号とかだと言いつらくて何か事務的に伝わるということでなかなか難しかったですね。

【司会者】

これは多分裁判体によっては名前と呼んでいるやり方のところもあったかと思えます。

2番の方は、抵抗は感じなかったですか。

【2番】

はい。審理期間が長かったということもあり、皆さん、お名前で名字で呼ばせていただいたので、最後は皆さんの名前と顔も分かるような形ですごくいい感じで終わらせていただきました。

【司会者】

あまりお名前でなじんでしまうと、つい法廷で何番の方、質問をどうぞというときにお名前を言ってしまったらまずいなということもあって、いっそ最初から番号で統一する方がいいのかなということで私はやっているのですけれども、2番の方はお名前の方が話しやすさという意味ではよかったのではないかとということですかね。

【6番】

やはり名前というのは大事で、名前がなかったら会話にならなくて、1番、2番というのはちょっと不自然だなと思うのです。

結局、本当に最後まで1番、2番と言ったかというところではなくて、最初は自己紹介をして名前を名乗るのですけれども、そこからは名前を名乗らなかったら、この人は番号で呼んでほしいのだなと、自然とそう考えますし、自分が誰々といいますけれどもこうですという人は、この人は名前を呼んでほしいのだなということで、名前を呼んだり番号を言ったりするということで、結局全て番号だったわけではないのです。

ただ、最初からうまくいくのでしたら、私は名前でやった方がいろいろな意味で会話ももっと弾むのかなと。やはり番号というのは楽しくないという気がしてなかったですね。

【司会者】

貴重な御意見をありがとうございました。

私は番号でしかやったことがないので、今後、場合によっては試してみてもいいかなと思いました。

最後に、これから裁判員になる方へのメッセージということで、また恐縮ですが順番に一言ずついただきたいと思います。

【1番】

今回、裁判長から性犯罪者処遇プログラムという新たなプログラムがあると、これは更生に向けてそういう措置を新たなものとして導入しましたというお話がありました。

人が死ぬとかそういうことではなかったですけれども、当然、悪いことをしたのですから、それは相応の罰が与えられるべきですけれども、やはり更生ということに主眼を持って裁判所というのが活動しているということは、今回の裁判員裁判に携わったからこそ知ることができた。

ですので、やはりこういうふうに携わらなければ、それを知らないままで行ってしまうのですけれども、裁判もこうやって変わってきているのだよということを自分は知ったわけですから、そういったことは可能な範囲で、中身は言わない範囲でも職場の人間とかに伝えていけるようにしていきたいですし、多くの人がそういうことに携わればいいのになという感想を持った裁判員の経験でした。

【2番】

今回、裁判員をさせていただいて、家族全員で裁判についての話をさせていただき、息子がいるのですけれども、息子は法廷を見にいきたいと言っています。子供たちからそういった声も聞けたりしたので、本当に家族の中ですごくいい経験、大事な時間を与えていただいたなと思います。

周りの人で、どうしても嫌だ、私はやりたくないという方の意見がほとんどなので、やった方がいいよと、やることによっていろいろな考え方が本当に変わるよということを伝えていける役目ができればと思います。

【3番】

率直な感想はやはりすごく貴重な経験ができたなというのが一番でしたね。本当に今まで普通に生活してきた中で全くない経験だったので、これからもし選ばれる方に言うのであれば、別にそんなに肩肘張らずに自然体で臨んだらいいと思います。

あとは、会社の問題とかもいろいろあると思うのですが、うちの会社は裁判員だけではないのですけれども、こういうものに対しての特別休暇というのが会社の制度としてあるので、全く苦もなく休みがとれましたけれども、これは個人の力ではどうにもならないと思うのです。

当然何千人もいる大きな会社ばかりではなくて、何十人とか何百人しかいないところもあると思います。そういうところで5日間、1週間休みをとられると当然回らなくなることも多いと思いますので、そういうところのフォローとか、そういう活動をもっと裁判所とか国の方でやっていただけたらなと思います。

【4番】

私の周りでも裁判員なんて絶対嫌よという人が圧倒的多数なのです。そういう方たちに向かったのメッセージとしては、やってから言えよという話です。それは私の持論ですけれども、経験してみたら嫌だったら次回は辞退させていただければいいわけで、経験もしない人に限って何か思い込みでいろいろなことをおっしゃっているなというのをとても感じたので、そういうメッセージをお伝えしたいことと、それから、もうお時間がないということなので一つだけ、ちょっと直していただきたいことがあったのです。

この今日の出席者の一覧表を見ると、裁判員経験者1番、男、補充裁判員経験者2番、女という記載となっています。6番の方がおっしゃったみたいに名前ではないのが、1回目の裁判員のときも2回目の裁判員のときもずっと抵抗感があって、なおかつここで男とか女と書かれてしまうと、女性特有の反応かもしれませんけれども、非常に不快だったので、すぐに直していただきたいです。

それから、2回目の裁判員のときには自己紹介が一切なかったのです。裁判官の

方だけが話しになって、私は何を言おうかなと思っていたら何も話させていただけなくて、どなたがどういう考えでとか何でもいいわけです。趣味が何とか、そういう話はたとえ15秒でもさせていただけるとような形に今後なっていったらいいなと思いました。

【5番】

犯した罪に対しては刑に服さなければいけないというのは、これは全くそのとおりなのですけれども、初めから犯罪者という人はいないと思っているのです。その犯罪を犯すに至る経緯、心情とかがあると思うのですが、更生の道がある人に対してはいかに更生をさせるかということで服役しながら更生プログラムである程度変えていくと思うのですが、亡くなった事案が発生した場合は、被害者はどうなっているのかという問題もいろいろ出ます。

やはり罪を憎んで人を憎まずということからすると、どうしても被害者目線になりがちなのかなと思うのですけれども、更生の道があるならば更生して、世のため人のために余生を使ってもらいたいと思います。

裁判員になって初めて死体を見せられたときにトラウマになるか、ならないかと、そういう問題も出てくるかなと思いますけれども、できれば裁判員になったとしても殺人事件には関わりたくないなというのが本音でございます。

【6番】

判決を終えてその日は全員で食事をしたのですが、達成感、満足感がすごくありました。

ところが、その後、日が経つにしたがって、本当にこの判決でよかったのか、自分は本当にやりきったのかと悩み、夜も眠れないような、自分の中では解決できない要素がいっぱい出てきて、一か月ぐらい悶々としていました。

それを見かねた上司から会社内で裁判員制度のことについてプレゼンテーションしてくださいということと言われて、私はそこで裁判員制度について50人を前にちゃんと頭の中で整理して伝えられたので、悶々としたところを解消することがで

きました。

プレゼンテーションの最後に、私は裁判員裁判を体験してよかったことと悪かったことを言いました。まずよかったことは裁判所全体の構造や裁判員制度の意義が分かったということ、それと法廷での裁判の流れ、裁判官とか検察官、弁護人の仕事がどういったものかということが分かった、それと裁判所で裁判官と一緒に仕事ができることで苦勞も分かりました。実際の裁判や評議に加わって法の限界ですとか判決の重さですとか、被害者側の苦しみが分かりました。これがよかった点です。

反面、悪かったことは、実際の裁判にかかわったことでメンタル的に大きなダメージがあったということです。これは事件のことが頭から離れず、朝早く目が覚めたり、頭痛がしたり、悪い夢を見ました。法廷で出てきた証拠写真、証拠物、証言、評議での裁判員としての仕事の内容が記憶に残って恐らく一生忘れられないと思いました。

最後に、裁判員には絶対ならない方がいい、やらなくていいのだったらやらない方がいいと伝えました。なぜかといったら、私はこのように苦しんでいるので、このような苦しみは味わわない方がいいということを行いました。

これは皆さんのいろいろな事案とは違うかもしれませんが、これは重た過ぎるので、私はやはりプロに任せた方がいいというふうな解釈でいます。今は問題ないです。

【7番】

私の方はいろいろな経験ができて大変よかったと感じています。職場でも大変理解があったので、休むことについても特に問題もなく、仕事へ行っても、「よっ、裁判員。」と軽口をたたかれるような職場だったので、特に気に病むようなこともなく、事件としては重かったのですが、仲間のチームの方々が大変よかったので、本当にいい経験になったと思っております。

【8番】

個人的には非常にいい経験ができました。事件を通して弁護士の方、裁判官の方、

検察官の方，それぞれのお立場で一生懸命考えられていて，私も弁護士の方はどうかと思うという発言を先ほどしたのですけれども，いずれも仕事であってやらなければいけない部分もありますし，いろいろな方たちの思いとかが見えたのがすごくよかったです。

また，例えば一つの事件でも，弁護側と検察側で違う切り口でそれぞれものを見るところということで，ものの見方が改めて1個だけではないなというのを考えさせられたのがすごくよかったです。

【司会者】

皆さんのいろいろな観点から率直な御意見をいただきまして，ありがとうございました。

我々裁判所も参考にさせていただきますし，検察官，弁護士もこれから参考になると思います。本日はお忙しい中，長時間お付き合いくださいまして，ありがとうございました。